

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2003 January 1 月号

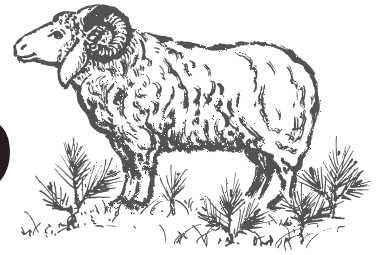


サンタクロースによるもちつき



生バンド演奏

平成15年 年頭の ごあいさつ



道志村長
佐藤 卓 司

新年あけましておめでとうございます。
います。

村民の皆様におかれましては、平成十五年の穏やかな新春をご家族お揃いでお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、村政推進のため格別のご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、依然として先行きの見えない低迷する景気動向による企業のリストラや倒産による失業者の増大は深刻な社会問題となっております。

そんな中でも、日韓共同開催のサッカーワールドカップの成功や日本人二名のノーベル賞受賞という快挙は日本が国際水準の高さを示した一つの事柄でありました。

本村において昨年は、村民各位のご協力により四年間継続事業であった久保・月夜野簡易水道事業（初の膜処理方式を採用）の完成、懸案であった地籍調査事業への着手（長又・白井平地区）、二年目を迎えた生活排水処理事業の円滑な進捗、さらには道の駅どうしの順調な営業等々着実な歩みをいたしております。

本年も各分野における継続事業の円滑な実施に努めて参る所存であります。

そして今後は、都会には無い豊かな自然環境とこの地域の資源や文化を発掘し生かして育てながら都市との交流、更には対流してゆくような道志村独自の自立した地域づくりを村民の皆様と共に考え、将来を見据えた取り組みが出来ればと願っております。

しかしながら、地方分権の進展や国の厳しい財政状況を反映した市町村合併問題は、本村のような財政力の弱い小規模な自治体の地方交付税を削減するなど直撃しており、今後の道志村の行財政運営も非常に厳しさが増すことが予想され、まさに村の生き残りをかけた試練のときを迎えております。

このような時こそ、行政はもとより議会そして地域住民が一体となり英知を結集し、創意工夫を重ね、既存の概念に代えて低成長時代に即した新たな地域のシステムづくりに積極果敢に取り組んでいく必要があると思います。

いずれにしても平成十五年は、合併問題を含めてあらゆる意味で村の将来方向を決定する重要な年になると考えられますので、村民各位の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が村民の皆様に取りまして幸多き佳き年でありますことをご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。





議長

村田 充 且

新年明けましておめでとござ
います。村民の皆様にご挨拶
申し上げます。

大きな期待と不安が交錯する中
で二〇〇三年の扉が開かれました。
明るい未来の到来、それこそ村
民一人一人に共通する願いであら
うと思います。

我が国は戦後半世紀の経済発展
を支えてきた日本型経済社会シス
テムそのものも制度疲労を来し構
造転換を余儀なくされております。

少子高齢化の進行は、福祉・医
療・教育など様々な分野に大きな
影響を与えている事は皆様ご承知
の通りであります。

一定規模の財源を持たない市町
村が地方分権を進めて行くのには
非常に難しい事と思われれます。全

国どこの都道府県に住んでいて
も、国民が等しく行政サービスを受
けられるよう国が地方をバック
アップしてきました。しかし、今
日は国は肥大化し国と地方の借金
は合わせて六百九十兆円と言われ
ています。

地方分権への対応の推進には、
行財政基盤の強化や行政運営の効
率化を図らなければなりません。
人口や財政規模が下位に位置する
本村では、市町村合併問題に対し
て積極的に取り組むことが急務と
思います。

合併特例法の期限は平成十七年
三月三十一日であり、さまざまな
特例措置が受けられ、活用するた
めにも早期に十分な成果を上げる
必要があります。

市町村合併については、総論す
る段階から選択肢としての合併の
枠組みを示しながら、議会での活
発な論議とともに、地域住民への
周知を図っていく段階へ進む事が
必要と思われれます。

いずれにしても市町村合併問題
は、新世紀の市町村のあり方に關
する重要な問題であり、我々地方
議会も決意をあらたに、村民合意
の形成に努めて参りたいと考えて

いる所存であります。

今後とも村民の皆様のご支援と
ご協力をお願い申し上げます。共
に、ご健勝とご発展を心よりご祈
念申し上げます、年頭のご挨拶とい
たします。

謹んで新年のお慶びを申し上げます

村議会議員

(議席順)

- 長田 公明
- 山口 吉春
- 村田 博
- 山口 一昭
- 佐藤 正明
- 山口 輝
- 渡辺 義昭
- 池谷 寿雄
- 村田 充且
- 佐藤 京行
- 水越 三夫
- 水越 栄治

二十歳からの義務 国民年金の加入

日本に住む二十歳以上六十歳未満のす
べての人は、国民年金への加入が義務づ
けられています。二十歳を迎えたばかり
の皆さんは、「年金」なんてまだまだ先
の話と思いかもしれませんが、実は若い
世代にとっても、身近で大切なものなの
です。

国民年金は、働く世代が納める保険料
でその親の世代の生活を支え、自分たち
の老後はその子どもが支えるとい
うように、世代と世代の支え合いによっ
て成り立つ公的年金制度です。少子化・
高齢化が進んでいる現代社会では、もし、
公的年金がなかったら、両親の生活費を
負担したり、自分の老後に備えて貯蓄し
たりすることは、今よりもずっと大変に
なります。公的年金制度は、そうした個
人の負担を軽くし、子どもの世代みんな
で親の世代を扶養するという仕組みにな
っているのです。

公的年金のメリットは、物価の変化に
応じて年金が改正され、生涯にわたって
支給されると言うことです。

また、老後に受け取る老齢年金だけで
なく、加入期間中に病気やけがで障害が
残ったときは障害年金、加入者が死亡し
たときに残された妻子に遺族年金として
支給される仕組みもあり、生涯にわたっ
て家族の安心を守る柱となっています。
国民年金への加入手続きは役場の年金窓
口で受け付けています。二十歳前に就職
し職場の厚生年金等に加入済の方は、新
たに手続きする必要はありません。

平成十四年十二月定例議会

一般会計補正予算及び特別会計予算など可決

平成十四年十二月定例議会は、十二月十六日招集、会期を二十日までの五日間と決め開会されました。

議案内容については、それぞれ慎重審議の結果いずれも原案どおり可決承認されました。

議決された案件は次のとおりです。

- 一 議案第六十一号 議会の議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 二 議案第六十二号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 三 議案第六十三号 道志村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 四 議案第六十四号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 五 議案第六十五号 平成十四年度道志村一般会計補正予算(第三回)
- 六 議案第六十六号 平成十四年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一回)
- 七 議案第六十七号 平成十四年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算(第三回)
- 八 議案第六十八号 平成十四年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算(第二回)
- 九 議案第六十九号 平成十四年度道志村介護保険特別会計補正予算(第一回)
- 十 議案第七十号 平成十四年度道志村介護保険サービスマニエール事業特別会計補正予算(第二回)
- 十一 議案第七十一号 平成十四年度道志村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第二回)
- 十二 議案第七十二号 都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の設置の件
- 十三 議案第七十三号 山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の増減の件
- 十四 発議第六号 町村自治の確立に関する意見書

主な議案内容については、次のとおりです。

(1) 議案第六十一号

議会の議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、年間三・五五分 三・五五分へ減額。(実施は十五年四月一日であるが改正附則により三月期〇・〇五減額)

(2) 議案第六十二号及び議案第六十三号の一部を改正する条例について

・特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例改正
 ・道志村教育委員会、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例改正は、年間四・七分 四・六五分分へ減額。(実施は、十五年一月一日及び十五年四月一日であるが改正附則により三月期に〇・〇五減額)

(3) 議案第六十四号

道志村職員給与条例の一部を改正する条例は、月例給の引下げ改定(実質的に四月一日に遡及適用となる)全ての俸給表の俸給月額を引下げ

行政職平均二・〇%減
 扶養手当、配偶者一万六千円 一万四千円に減額、三人目以降三千円 五千円に増額、その他医師等の初任給調整手当の減額三十一万六千円 三十一万一千四百円に減額特別一時金(二千五百二十円)の廃止。

期末・勤勉手当の支給割合の減額、年間四・七分分 四・六五分分へ減額。

(4) 議案第六十五号

平成十四年度道志村一般会計補正予算(第三回)
 補正総額は、六二、八二一千元が増額された。
 主な歳出の内訳

- ・農林水産業施設災害復旧(富士東部線・田代・椿線、野原線) 一三、三六二千元
- ・森林整備地域活動支援事業交付金 四、三五一千元
- ・義務教育債繰上償還(旧善之木小屋体、旧久保小校舎) 二八、九六二千元

(5) 議案第七十二号

都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の設置の件については、十二月十六日合併協議会の設置の件を検討する特別委員会を設置することを議決し、特別委員会に調査審議を付託する。

十二月十八日同一請求代表者である長田富也氏が本会議場にて意見陳述を行いその後、特別委員会を開催し、調査審議を行った結果、四市町村の合併協議会を設置することを可とした。また十二月二十日の本会議において水越栄治委員長が報告を行った後、議決された。

保育所入所申請の受付 一月七日〜三十一日まで

道志村保育所では、平成十五年度の入所受付をいたします。申請の際は次のことに注意して下さい。

- (1) 入所する児童の母親が仕事を持っていたり、病気や出産等により保育が十分でない方。
- (2) 保育料は、入所する児童の属する世帯全員の所得税、村民税及び固定資産税の課税額をもとに、道志村保育所費用徴収規則等の定める基準により決定します。
- (3) 該当年度の所得額が、入所決定の段階では出ていない人もあるため、その場合の保育料は年度途中で本算定となり、四月に遡及して保育料は変更となります。
- (4) 入所は状況調査を行った上で、決定いたします。
- (5) 現在入所している児童も、三月三十一日で措置解除になりますので、引き続き入所を希望される場合は、改めて申請して下さい。

申請方法

所定の申請書に所要事項を記入の上、書類を添えて提出して下さい。
(1) 世帯員のうち、給与所得者は平成十四年度分の源泉徴収票、平成十

四年度が間に合わない場合は、平成十三年度の源泉徴収票添付。

- (2) 自営業の方は、担当地区の民生委員さんに自営業の証明をしてもらう。
- (3) 母親が仕事を持っている場合（パート・内職を含む）は必ず雇用されている証明書。
- (4) 母親が病気、出産、もしくは家庭に長期にわたる病人等がいて、その看護に母親が当たっている場合は、医師の診断書。
- (5) 入所の時期は平成十五年四月一日から九月三十日までの六ヶ月間とし、なお引き続き措置理由があれば、平成十六年三月三十一日までに入所することができます。

詳しくは役場住民健康課までおたずね下さい。

電話 五二二二二二

(内線二二)



平成15年4月1日から

「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」が施行されます。

この条例は、動物愛護意識を高め、人と動物とが住みよい山梨を創り上げるための条例です。

皆さんの御理解と御協力をお願いします。

動物を飼うときには

去勢・不妊手術をしておきましょう。
その動物を終生飼いましょう。
他人の迷惑にならないように飼いましょう。
災害があった時のことを考えておきましょう。
施設の構造基準に適合しているペットショップ等には確認済証を交付します。
動物を適切に取り扱ってもらうため、動物管理主任者をおいてもらいます。
犬、ねこを合わせて10頭（匹）以上飼うときには届出が必要になります。



ねこを飼うときには

事故防止等のために屋内で飼いましょう。
名札をつけて飼い主の連絡先がわかるようにしておきましょう。

飼えなくなった犬、ねこを引き取る時には手数料が必要になります。

成犬、成ねこ 1頭（匹） 2,000円
子犬、子ねこ 1頭（匹） 400円

引き取り窓口は保健所等です。

動物の飼い方等について、各地域の動物愛護推進員さんに気軽に相談できるようになります。

お問い合わせは

富士北麓・東部地域振興局健康福祉部
大月保健所 (0554) 22-7822
富士北麓・東部地域振興局健康福祉部
吉田保健所 (0555) 24-9033